口

山

〇公告

報

○告示

目

£Π \exists

年

			-	17	Ц 4	4
			11月15日			
				(火	(曜)	∃)
岡田薬局	名医		令和四年十一日	機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。	生活保護法(昭和	山口県告示第三百四十六号
	称療		一月十五日	医療機関	昭和二十五年	1四十六
六の一五大島郡国	所			民を廃止し	五年法律第百	号
一份大	機			した旨	几	
島町大宮	在			の届出が	十四号)	
五	関地	山口県知事		かあった。	第五十条の二の規定により、	
令和	廃	村			規定	
匹、	止	岡			によ	
	年	品			9	

嗣

政

指定医療

月

日

六、

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課) 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 次 (厚政課)

山口県告示第三百四十五号

ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。 害物質によって汚染されており、 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

令和四年十一月十五日

山口県知事 村 岡 嗣 政

形質変更時要届出区域

光市大字島田字八幡三四三四の一

特定有害物質の種類

六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

医療法人奥田歯科医院

柳井市中央二丁目一三番一五号

称

機

関

地

ふじたに薬局

の 三

六の一五大島郡居防大島町大字西方二〇七 大字小松五五六 " 八、三

山口県告示第三百四十七号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

令和四年十一月十五日

称療 所 関

ふじたに薬局

名

山口県知事

の三大島郡周防大島町大字小松五五六 地

指 定

村

岡

嗣

政

令和四 年 九、 月 Н

山口県告示第三百四十八号

定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十五条の規定により、 指

令和四年十一月十五日

山口県知事 村

岡 嗣 政

指定辞退年月日

令和四、

た。

П

松岡医院

熊毛郡上関町長島五二九

11

Ó

<u>一</u> 五.

(一九〇) 県営上げ新堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

第五項の規定により、 上げ新堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供します。 県営 同条

令和四年十一月十五日

縦覧に供する書類

山口県知事

村

岡

嗣

政

縦覧の期間 県営上げ新堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し

縦覧の場所 令和四年十一月十六日から同年十二月五日まで

山口県農林水産部農村整備課

(一九一) 公共測量の実施

第一項の規定により、美祢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和四年十一月十五日

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類

公共測量(空中写真測量及び写真地図作成)

作業の地域

美祢市

作業の期間

令和四年十月十四日から令和五年三月二十七日まで

一月十五日発行一月十五日印刷 発発 行行 人所 山山 \Box_{\square} 県知県

事庁

令和四年十 十